



栃木労働局「今月(11月)のおすすすめ情報」を紹介します。

栃木労働局の
公式SNS↓

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすすめ情報

①「過重労働解消キャンペーン」を実施します！

1 実施期間

令和7年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

◎Webからの申し込み

二次元バーコードを読み込んで下さい。



2 主な取組

① 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日の設定

ア 過重労働相談受付集中期間【11月1日（土）～11月7日（金）（日、祝を除く）】

栃木県内の各労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

はい！ろうどう

労働条件相談ほっとライン 0120-811-610（フリーダイヤル）

（月～金 17：00～22：00 土、日、祝 9：00～21：00）

イ 特別労働相談受付日【令和7年11月1日（土）9：00～17：00】

なくしましょう 長い残業

過重労働解消相談ダイヤル 0120-794-713（フリーダイヤル）

② 集中的な監督指導（重点監督）

各種情報から時間外・休日労働時間数が長時間にわたると考えられる事業場や長時間にわたる過重労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場等に対し、集中的な監督指導（重点監督）を実施します

③ 栃木労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

【日時】令和7年11月18日（火）10：00～

【会場】藤井産業株式会社（宇都宮市平出工業団地4 1-3）

県内で長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに積極的に取り組んでいる企業を労働局長が訪問し、取組内容について対談します。

④ 過労死等防止対策推進シンポジウム【参加無料】

【日時】令和7年11月12日（水）14：00～16：30（受付13：00～）

【会場】とちぎ産業交流センター 2F 第2・3会議室

（宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内）

過労死等防止対策の現状、専門家による過労死・過労自殺防止についての講演、過労死遺族による体験談などを聞くことができます。



② 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

○「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

詳しくは
こちら

はたらく安心、つなぐ安心。

労災保険 雇用保険

労働保険

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

③ 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です！

STOP!しわ寄せ

○大企業等と下請け等中小企業者は共存共栄です！下請け等中小企業者に対する適正なコスト負担を伴わない短期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

詳細はこちら→<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

④「テレワーク月間」(11月)です！

○11月を「テレワーク月間」として、テレワークの普及に向けたイベントや周知等の取組を集中的に行います。

テレワークは、子育てや介護と仕事の両立、ワーク・ライフ・バランスの向上、人材確保、働き方改革の促進等に資するという観点から、関係府省庁と連携して普及を図っています。



テレワーク月間ポスター B2 (PDF)

⑤ 令和7年(2025年)10月1日施行 育児・介護休業法 ～柔軟な働き方を実現するための措置等が義務化～就業規則等の見直しが必要です！

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務化

・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

- ①始業時刻等の変更
- ②テレワーク等(10日以上/月)
- ③保育施設の設置運営等
- ④養育両立支援休暇の付与(10日以上/年)
- ⑤短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認の義務化

育児・介護休業法及び次世代法が改正されます
労働者も企業も1人ひとりに合った働き方を実現します

改正育児・介護休業法(令和7年10月1日施行)により、育児・介護休業期間中の柔軟な働き方に関する措置が義務化されます。事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、以下の5つの措置の中から2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する特別相談窓口
栃木労働局 労働政策課 4階401号室
〒320-8501 栃木県宇都宮市昭和館1-1-20
TEL 028-633-2795
受付時間(平日) 9:00～17:00(土・日・祭日休業)

このような働き方はありますか？



- ・育児・介護休業期間中の柔軟な働き方に関する措置は、以下のとおりです。
- ・育児・介護休業期間中の柔軟な働き方に関する措置は、以下のとおりです。
- ・育児・介護休業期間中の柔軟な働き方に関する措置は、以下のとおりです。
- ・育児・介護休業期間中の柔軟な働き方に関する措置は、以下のとおりです。
- ・育児・介護休業期間中の柔軟な働き方に関する措置は、以下のとおりです。

⑥【栃木県最低賃金】10月1日から時間額1,068円に改正しました！

○栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

○一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。

○「塗料製造業」を除く栃木県特定最低賃金は栃木県最低賃金を下回るため当面の間、栃木県最低賃金が適用になります。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、活用ください。

***賃上げ支援助成金パッケージ:**生産性向上(設備・人への投資等)や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。

(※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)

***とちぎ賃上げ加速・定着支援金:**5%以上の賃上げと企業内男女間格差の是正に取り組む中小企業等を対象に従業員1人あたり5万円、1企業あたり最大100万を支給する制度。

【問合せ】とちぎ賃上げ加速・定着支援金事務局 TEL: 028-666-7111

賃金引上げ支援策特別相談窓口設置

中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げに向けた支援策の一環として、「賃金引上げ支援策特別相談窓口」を県内使用者団体、栃木県等と連携して設置します。

開催日 11 / 19(水)・12 / 12(金) 10:00～16:45

場所 栃木県庁昭和館 2F 多目的室2 (宇都宮市埴田1-1-20)

【申込先】栃木働き方改革推進支援センター

FAX: 028-678-8929 e-mail: tochigi@workstylereform.net

栃木労働局からのお知らせ

栃木県最低賃金

時間額 **1,068**円

発効日: 令和7年10月1日

必ずチェック! 最低賃金! 働く人と雇う人のためのルールです。
〔最低賃金は臨時雇用の場合も必ず適用する場所に関する限り適用しなければなりません〕

- ・最低賃金引上げの対象となる事業場は、以下のとおりです。
- ・最低賃金引上げの対象となる労働者は、以下のとおりです。
- ・最低賃金引上げの対象となる労働者は、以下のとおりです。
- ・最低賃金引上げの対象となる労働者は、以下のとおりです。
- ・最低賃金引上げの対象となる労働者は、以下のとおりです。

栃木県の最低賃金
についてはこちら



「賃上げ」支援助成金パッケージ
についてはこちら



とちぎ賃上げ加速・定着支援金
についてはこちら



事業主の皆様へ

賃金引き上げ 特設ページを開設!

詳しくはこちら

厚生労働省



栃木働き方改革推進支援センター
についてはこちら

